

新旧対照表

○山口市道路占用料徴収条例新旧対照表

新				旧			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	480円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	420円
	第2種電柱		730円		第2種電柱		650円
	第3種電柱		990円		第3種電柱		880円
	第1種電話柱		430円		第1種電話柱		380円
	第2種電話柱		680円		第2種電話柱		610円
	第3種電話柱		940円		第3種電話柱		830円
	その他の柱類		43円		その他の柱類		38円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4円	
	地下に設ける電線その他の線類		3円	地下に設ける電線その他の線類		2円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760円	
	郵便差出箱及び信書便差		360円	郵便差出箱及び信書便差		320円	

	出箱				出箱		
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870円		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850円		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円
	外径が1メートル以上のもの		510円		外径が1メートル以上のもの		450円

もの				もの		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円	
			その他のもの		9円	
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	680円	
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	430円	
			地下に設けるもの		260円	
	その他のもの			850円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	850円		
				法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	760円

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路	430円	上空に設ける通路		480円				
	地下に設ける通路	260円		地下に設ける通路	290円				
	その他のもの	850円		その他のもの	760円				
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87円		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下この表において	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下この表において	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円

「令」とい う。)第7条第 1号に掲げる 物件	標識		1本につき1年	680円
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの	1本につき1日	9円
その他の もの		1本につき1月	87円	
幕(令第7条 第4号に掲げ る工事用施 設であるも のを除く。)	祭礼、縁日 その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの	その面積1平方メー トルにつき1日	9円	87円
	その他の もの	その面積1平方メー トルにつき1月	87円	
アーチ	車道を横 断するも の	1基につき1月	870円	430円
	その他の もの		430円	
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メー	850円

「令」とい う。)第7条第 1号に掲げる 物件	標識		1本につき1年	610円
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの	1本につき1日	10円
その他の もの		1本につき1月	96円	
幕(令第7条 第4号に掲げ る工事用施 設であるも のを除く。)	祭礼、縁日 その他の 催しに際 し、一時的 に設ける もの	その面積1平方メー トルにつき1日	10円	96円
	その他の もの	その面積1平方メー トルにつき1月	96円	
アーチ	車道を横 断するも の	1基につき1月	960円	480円
	その他の もの		480円	
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メー	760円

令第7条第3号に掲げる施設		トルにつき1年	Aに0.031を 乗じて得た 額	令第7条第3号に掲げる施設	トルにつき1年	Aに0.033を 乗じて得た 額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同 条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メー トルにつき1月	87円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同 条第5号に掲げる工事用材料	占有面積1平方メー トルにつき1月	96円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同 条第7号に掲げる施設			85円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同 条第7号に掲げる施設		76円	
令第7条第8 号に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の 道路の路面下(当該路面 下の地下を除く。)に設け るもの		Aに0.014を 乗じて得た 額	令第7条第8 号に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の 道路の路面下(当該路面 下の地下を除く。)に設け るもの		Aに0.019を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの		Aに0.017を 乗じて得た 額		上空に設けるもの		Aに0.023を 乗じて得た 額
	地下(トンネ ルの上の地 下を除く。) に設けるも の	階数が1の もの	Aに0.004を 乗じて得た 額		地下(トンネ ルの上の地 下を除く。) に設けるも の	階数が1の もの	Aに0.005を 乗じて得た 額
		階数が2の もの	Aに0.006を 乗じて得た 額			階数が2の もの	Aに0.008を 乗じて得た 額
	階数が3以 上のもの	Aに0.007を 乗じて得た 額		階数が3以 上のもの	Aに0.01を乗 じて得た額		

	<u>その他のもの</u>	Aに0.025を 乗じて得た 額		<u>その他のもの</u>	Aに0.033を 乗じて得た 額
令第7条第9 号に掲げる 施設	建築物	Aに0.019を 乗じて得た 額	令第7条第9 号に掲げる 施設	建築物	Aに0.019を 乗じて得た 額
	<u>その他のもの</u>	Aに0.014を 乗じて得た 額		<u>その他のもの</u>	Aに0.013を 乗じて得た 額
令第7条第10 号に掲げる 施設及び自 動車駐車場	建築物	Aに0.022を 乗じて得た 額	令第7条第10 号に掲げる 施設及び自 動車駐車場	建築物	Aに0.023を 乗じて得た 額
	<u>その他のもの</u>	Aに0.014を 乗じて得た 額		<u>その他のもの</u>	Aに0.013を 乗じて得た 額
令第7条第11 号に掲げる 応急仮設建 築物	<u>トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の</u>	Aに0.019を 乗じて得た 額	令第7条第11 号に掲げる 応急仮設建 築物	<u>トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の</u>	Aに0.019を 乗じて得た 額
	<u>上空に設けるもの</u>	Aに0.022を 乗じて得た 額		<u>上空に設けるもの</u>	Aに0.023を 乗じて得た 額
	<u>その他のもの</u>	Aに0.031を 乗じて得た		<u>その他のもの</u>	Aに0.033を 乗じて得た

令第7条第12号に掲げる器具		額
		Aに0.025を 乗じて得た 額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.019を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの	Aに0.022を 乗じて得た 額
	その他のもの	Aに0.031を 乗じて得た 額
令第7条14号に掲げる施設		Aに0.031を 乗じて得た 額
備考 1～7 省略		

令第7条第12号に掲げる器具		額
		Aに0.033を 乗じて得た 額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.019を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの	Aに0.023を 乗じて得た 額
	その他のもの	Aに0.033を 乗じて得た 額
備考 1～7 省略		